

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給
に係る募集要項

令和 8 年 度
岩 手 県 企 業 局

1 目的

本事業は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項の規定に基づき電気事業者が定めた、再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給先（以下、「供給先」という。）を、公募型プロポーザル方式にて選定することにより、より効果的に電力の地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組むものである。

2 概要

本要項は、岩手県企業局（以下、「企業局」という。）が固定価格買取制度により売電する電気について、小売電気事業者から地産地消や脱炭素化に係る取組の企画提案を受け、協働事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 募集内容

(1) 対象発電所

ア グループ1

発電所名	発電方式	取組期間	最大出力 [kW]	目標供給電力量 [kWh]
胆沢第三 発電所	ダム式	令和9年4月から 令和12年3月まで	1,600	R9年度：11,849,000 R10年度：12,379,000 R11年度：12,136,000
築川発電所	ダム式	令和9年4月から 令和12年3月まで	1,900	R9年度：9,900,000 R10年度：9,898,000 R11年度：9,857,000
入畑発電所	ダム式	令和9年4月から 令和12年3月まで	2,100	R9年度：9,411,000 R10年度：9,342,000 R11年度：9,283,000
計			5,600	R9年度：36,364,000 R10年度：29,655,000 R11年度：28,036,000 合計：94,055,000

イ グループ2

発電所名	発電方式	取組期間	最大出力 [kW]	目標供給電力量 [kWh]
北ノ又第三 発電所	流れ込み式	運転開始から 令和12年3月まで	61	R9年度：0 R10年度：10 R11年度：156
稲庭高原 風力発電所	風力	令和9年4月から 令和12年3月まで	1,980 (1基)	R9年度：5,676,000 R10年度：5,661,000 R11年度：5,676,000
計			2,041	R9年度：5,676,000 R10年度：5,661,010 R11年度：5,676,156 合計：17,013,166

ウ グループ 3

発電所名	発電方式	取組期間	最大出力 [kW]	目標供給電力量 [kWh]
高森高原 風力発電所	風力	令和9年4月から 令和12年3月まで	25,300 (2,300kW ×11基)	R9年度：51,370,000 R10年度：51,483,000 R11年度：51,276,000
計			25,300	R9年度：51,370,000 R10年度：51,483,000 R11年度：51,276,000 合計：154,129,000

エ グループ 4

発電所名	発電方式	取組期間	最大出力 [kW]	目標供給電力量 [kWh]	試験電力量 [kWh]
胆沢第二 発電所	流れ込み式	運転開始から 令和12年3月まで	6,800	R9年度：16,355,000 R10年度：26,235,000 R11年度：29,627,000	165,000
計			6,800	R9年度：16,355,000 R10年度：26,235,000 R11年度：29,627,000 合計：72,217,000	165,000

オ グループ 5

発電所名	発電方式	取組期間	最大出力 [kW]	目標供給電力量 [kWh]
相去太陽光 発電所	太陽光	令和9年4月から 令和12年3月まで	1,009	R9年度：1,442,000 R10年度：1,426,000 R11年度：1,409,000
計			1,009	R9年度：1,442,000 R10年度：1,426,000 R11年度：1,409,000 合計：4,277,000

※各グループにおける発電所の年間目標供給電力量及び試験電力量は計画値であり、協定締結後の供給電力量を保証するものではなく、河川流況、ダム運用、保守作業、機器の試験状況及び機器故障等により変動するものとし、このことについて企業局は責任を負わないものとする。

(2) 募集内容

- ア 対象発電所の供給電力量を岩手県内に供給すること。
- イ 胆沢第二発電所においては、試験電力量の購入及び県内供給
なお、複数のグループに応募することが可能であるもの。

(3) 電源を特定し県内へ電力供給する期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、次の発電所については、運転開始から令和12年3月31日まで。

ア 胆沢第二発電所

固定価格買取制度による売電開始は令和9年7月5日(月)を予定しているが、以下の要因により、運転開始日が変更となる可能性があるもの。

- (ア) 水圧鉄管更新工事において、不測の事態が発生し完成が遅れた場合
- (イ) 中東情勢の影響等により、資機材の調達が困難となった場合
- (ウ) 上記のほか、災害等、予見できない突発的な事象が発生した場合

イ 北ノ又第三発電所

現在は機器の不具合により停止中であり、発電機の修繕が完了し次第、運転を再開するもの。運転再開は令和11年3月16日(金)を予定しているが、以下の要因により、運転開始日が変更となる可能性があるもの。

- (ア) 水車発電機の補修工事において、分解点検の結果、新たな不具合が判明し、補修範囲を広げる必要が生じた場合
- (イ) 中東情勢の影響等により、資機材の調達が困難となった場合
- (ウ) 上記のほか、災害等、予見できない突発的な事象が発生した場合

(4) 胆沢第二発電所における試験電力量の売電期間

令和9年6月21日から令和9年7月4日まで(予定)。なお、工事の進捗により、売電期間が前後する場合があるもの。

4 資格要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (3) 岩手県暴力団排除条例(平成23年3月16日岩手県条例第35号)第2条第2号から第4号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 令和9年度以降、次の要件を有すること。

ア 再生可能エネルギー電気特定卸供給について

- (ア) 応募するグループにおいて、対象発電所に由来する電力及び非化石証書の全量を岩手県内に供給する計画があること。
- (イ) 県内に本店を有すること。

イ 胆沢第二発電所における試験電力量について

- (ア) 発電機の試験等に伴い発生する試験電力及び非化石証書の全量(165,000kWh 予定)を岩手県内に供給する計画があること。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 応募期間 | 令和8年7月30日（木）9時から
令和8年8月25日（火）17時まで（必着） |
| (2) 応募に関する質問書受付期間 | 令和8年8月5日（水）17時まで（必着） |
| (3) 応募に関する質問回答 | 令和8年8月18日（火）までにHPにて |
| (4) 参加資格結果の通知 | 令和8年9月8日（火）に発送 |

【以降、参加資格を有する者（「参加者」という。）のスケジュール】

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| (5) 提案書に関する質問書の受付開始 | 令和8年9月8日（火） |
| (6) 提案書に関する質問書受付期間 | 令和8年9月15日（火）17時まで（必着） |
| (7) 提案書に関する質問回答 | 令和8年9月28日（月）までにメールにて |
| (8) 提案書等提出期限 | 令和8年10月14日（水）17時まで（必着） |
| (9) 岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会開催 | |

令和8年11月4日（水）予定

審査委員会予備日

令和8年11月5日（木）・6日（金）予定

※プレゼンテーションを含む。日程等については、別途通知する。審査委員会は
応募者数により日程が変動し、予備日を含め最大3日間を見込むもの。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (10) 提案者への結果通知 | 令和8年11月10日（火）予定 |
|----------------|-----------------|

6 参加手続きについて

- (1) 参加申込書及び提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、ホームページからダウンロードすること。

企業局のホームページ【入札・契約・公募情報】

URL：<https://www.pref.iwate.jp/kigyokyoku/index.html>

- (2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申込書（様式1）
- (イ) 岩手県内での電力の供給計画を示す書類（任意様式）
- (ウ) 県内に本店を有することを示す書類（任意様式）
- (エ) 岩手県暴力団排除条例にかかる誓約書（様式2）

イ 応募期間

令和8年7月30日（木）～8月25日（火）平日の9:00～17:00（12:00～13:00を除く）（必着）

ウ 提出場所

企業局業務課電気担当（岩手県盛岡地区合同庁舎6階）

エ 提出方法

直接持参または郵送等（到達確認ができるもの）により提出すること。郵送等の場合は最終日の17:00までに到着するよう、早めに発送すること。

オ 提出部数

2部（正1部、写し1部）

カ 参加資格結果の通知

令和8年9月8日（火）に書面で発送します。

(3) 質問の受付と回答

ア 提出書類

質問書（様式は任意）

イ 質問書受付期間

（ア）応募に関する質問書

令和8年7月30日（木）9:00から令和8年8月5日（水）17:00まで（必着）

（イ）提案書に関する質問書

令和8年9月8日（火）9:00から令和8年9月15日（火）17:00まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより下記問合せ先に提出すること。

メールアドレス：EB0003@pref.iwate.jp

エ 回答方法

（ア）応募に関する質問に対する回答

企業局のホームページで令和8年8月18日（火）までに公表する。

企業局のホームページ【入札・契約・公募情報】

URL：https://www.pref.iwate.jp/kigyokyoku/index.html

（イ）提案書に関する質問に対する回答

参加者に対し、プロポーザル参加申込書（様式1）に記載の担当者アドレス

あて、令和8年9月28日（月）までにメールにて回答する。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類

（ア）提案書（様式3）

（イ）会社、団体の概要（様式4）

（ウ）企画提案書（様式5-1または様式5-2）

応募するグループにグループ4が含まれない場合は様式5-1、グループ4が含まれる場合は様式5-2を提出すること

（エ）定款や団体規約等運営規約に相当するものの写し

（オ）経営状況を示す書類（過去3年分の決算の状況が分かる資料及び当座資産並びに資金状況。ただし、過去3年分の実績を持たない場合、提出できる範囲内で資料を作成のこと。）

イ 提出期限

令和8年10月14日（水）（17時まで（必着））

ウ 提出場所

企業局業務課電気担当（岩手県盛岡地区合同庁舎 6 階）

エ 提出方法

直接持参または郵送等（到達確認ができるもの）により提出すること。郵送等の場合は最終日の17:00までに到着するよう、早めに発送すること。

オ 提出部数

各 6 部（正 1 部、写し 5 部）

カ 提案書作成に要する資料の提供について

参加資格を満たしている者に、次の資料をExcel形式で提供するものとする。

（ア）応募するグループの発電所における送電実績に係る情報

令和 5 年度～令和 7 年度※の送電電力量、流入量の日単位及び月単位データ

※ 胆沢第二発電所は令和 6 年 3 月 1 日以降、再開発工事のため停止

北ノ又第三発電所は令和 7 年 3 月 10 日以降、機器の不具合により停止

入畑発電所は令和 5 年 9 月 5 日～令和 7 年 9 月 30 日の間、再開発工事のため停止

（イ）年間停止計画（令和 9 年度～令和 11 年度）

7 候補者の選定方法等に関する事項

（1）候補者の選定方法

企業局が設置する「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会」において、応募者の企画提案について「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係るプロポーザル審査要領」により審査を行い、その結果を踏まえ企業局が協定書締結に係る候補者を決定する。

なお、候補者決定までの間に参加者が参加資格を失った場合、提案書及び提出書類は無効となり、審査の対象とはならない。

（2）審査委員会の開催

ア 開催日

令和 8 年 11 月 4 日（水）

（予備日 令和 8 年 11 月 5 日（木）～6 日（金））

イ 開催方法等

（ア）審査は、参加者から提出された提案書に基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクター等の使用を可とする。

（イ）審査会場内には大型モニター（HDMI ケーブル含む。）を用意するが、別途プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡すること。

（ウ）プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 45 分程度（説明 25 分以内、質疑応答 20 分）とするが、参加者数により調整する。

（エ）プレゼンテーションの出席者は、1 者 2 名までとする。

ウ 留意事項

- (ア) 応募するグループの数にかかわらず、企画提案のプレゼンテーションは応募者ごとに1回実施する。
- (イ) 応募者が複数のグループに応募した場合は、応募した全てのグループについて提案内容を説明すること。なお、評価及び評点はグループごとに行うものとする。
- (ウ) 応募するグループにおいて、発電所立地地域への地域貢献策を企画提案する場合は、対象となる発電所立地地域を明確にすること。

8 協定書の締結等について

候補者として決定した者は、次の手続きを行うこと。

(1) 電源を特定し県内へ電力供給する協定の締結

ア 企業局と対象発電所の電源を特定して電力を販売する旨の協定を締結する。

イ 候補者が審査結果の通知のあった日から30日以内に正当な理由がなく当該協定を締結しない場合は、候補者の決定を取り消すものとする。その場合、提案次点者を候補者とし協定手続きを行う。

ウ 協定締結後に「再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾書」を交付する。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約(以下「特定卸契約」という。)の申込み

上記(1)の協定を締結後すみやかに、一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に特定卸契約を申し込むこと。

申込みに当たっては、再エネ特定卸供給の開始希望日は原則、令和9年4月1日

(木)とすること。ただし、胆沢第二発電所及び北ノ又第三発電所については、開始希望日を運転開始日とし、企業局から運転開始日の通知があった後、すみやかに一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に特定卸契約を申し込むこと。

(3) 胆沢第二発電所における試験電力量の購入に係る契約書の締結

ア 企業局から対象発電所の試験電力量を全量購入し、岩手県内へ全量供給する旨の契約を締結する。

イ 候補者が審査結果の通知のあった日から30日以内に正当な理由がなく当該契約書を締結しない場合は、候補者の決定を取り消すものとする。その場合、提案次点者を候補者とし協定手続きを行う。

ウ 試験電力量の売電に係る取扱いについては、「胆沢第二発電所の試験電力売電に係る仕様書」を参照すること。

(4) 誓約書の提出

候補者は、対象発電所で発電した電力及びその環境価値を岩手県内の需要家に供給し、再生可能エネルギーを活用した地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組むことを誓約する書類を協定締結後に提出すること。(様式6)

なお、非化石証書のトラッキングに必要な申請は双方が行うものとするが、発生

する費用は候補者が負担すること。

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の差替え及び再提出はできない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。
 - ア（様式１～５）の必要事項の全部または一部が記載されていない場合
 - イ（様式１～５）が企業局の指定した提出日時以降に提出された場合
- (4) 応募に係る経費は応募者の負担とする。
- (5) 提案書の著作権は応募者に帰属するものとする。
- (6) プロポーザルの審査結果の開示範囲は、候補者、合計評価点及び審査委員名までとし、審査内容は非開示とする。

10 問合せ先・書類提出先

〒020-0023

岩手県盛岡市内丸11-1

企業局業務課電気担当

電 話 019-629-6398（直通）

F A X 019-629-6404

E-mail EB0003@pref.iwate.jp

岩手県企業局長 小島 純 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

プロポーザル参加申込書

下記協定の協働事業者選定に係るプロポーザルに参加したいので申し込みします。

なお、本申込書の内容について事実と相違ないこと及び募集要項4の資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 協 定 書 名
岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給

- 2 申 込 者

郵便番号				—				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								
電話番号					FAX番号			

- 3 申込グループ

- ☐ グループ1（胆沢第三発電所、築川発電所及び入畑発電所）
- ☐ グループ2（北ノ又第三発電所及び稲庭高原風力発電所）
- ☐ グループ3（高森高原風力発電所）
- ☐ グループ4（胆沢第二発電所）
- ☐ グループ5（相去太陽光発電所）

- 4 担当者連絡先

所属部署等
担当者氏名
電話番号等

電 話
FAX
E-mail

※添付書類

以下の書類を添付すること。

- 1 岩手県内での電力の供給計画を示す書類。（任意様式）
- 2 県内に本店を有することを示す書類。（任意様式）
- 3 岩手県暴力団排除条例にかかる誓約書（様式2）

【様式2】

年 月 日

岩手県企業局長 小島 純 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書

私は、岩手県が岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号。以下「条例」という。）に基づき、再生可能エネルギーを活用した地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組む協働事業者の発注により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、岩手県から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、本誓約書、その他の提出書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。
- 4 私は、岩手県警察本部からの通知又は岩手県からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書 1 に該当することが確認された場合、排除措置に従います。
- 5 私は、排除措置を受けた場合、岩手県が住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を岩手県公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

— 参 照 —

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

※岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
 - (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
 - (4)～(6) [略]
- （県の事務における措置）

第 6 条 県は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の県の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3 ～ 5 [略]
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7 及び 8 [略]

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給

プロポーザル提案書

令和 年 月 日 提出

参加者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者 所 属 部 署 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
E - m a i l

対象グループ

☐ グループ1（胆沢第三発電所、築川発電所及び入畑発電所）

☐ グループ2（北ノ又第三発電所及び稲庭高原風力発電所）

☐ グループ3（高森高原風力発電所）

☐ グループ4（胆沢第二発電所）

☐ グループ5（相去太陽光発電所）

※以下の関係書類を添付すること。

- 1 会社・団体の概要（様式4）
- 2 企画提案書（様式5）

【様式 4】

会社概要

会 社 名	
所 在 地	
設立年月日	
代表者氏名	
資 本 金	
従 業 員 数	
小売電気事業の 登 録 番 号	
事 業 内 容	

※添付書類

定款や団体規約等に相当するものの写し。

【様式 5－1】

企画提案書（1/2）（応募するグループにグループ 4 が含まれない場合の様式）

※ 記載欄は必要に応じ、大きさを調整してください。また、各提案内容は、A 4 5 枚以内で記載し、様式 5 左上の企画提案書(○/●)のページ数を変更してください。(○：当該ページ数、●：全体ページ数)

提案に当たっての基本的な考え方	再生可能エネルギーの地産地消と脱炭素化の取組みに関する考え方

提 案 項 目	提 案 内 容
供給計画の確実性	対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成

提 案 項 目	提 案 内 容
供給計画の確実性	県内での供給計画

【様式5－1】

企画提案書（2/2）（応募するグループにグループ4が含まれない場合の様式）

※ 記載欄は必要に応じ、大きさを調整してください。また、各提案内容は、A4 5枚以内で記載し、様式5左上の企画提案書(○/●)のページ数を変更してください。(○：当該ページ数、●：全体ページ数)

提 案 項 目	提 案 内 容
協働事業の取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域への貢献
※応募するグループにおいて、発電所立地地域における地域貢献策を企画提案する場合、対象となる発電所立地地域を明確に記載し説明を行うこと。	
提 案 項 目	提 案 内 容
協働事業の取組	県の環境施策推進に寄与する取組み
提 案 項 目	提 案 内 容
協働事業の取組	再生可能エネルギー普及促進に向けた県民への広報

【様式5－2】

企画提案書（1/2）（応募するグループにグループ4が含まれる場合の様式）

※ 記載欄は必要に応じ、大きさを調整してください。また、各提案内容は、A4 5枚以内で記載し、様式5左上の企画提案書(○/●)のページ数を変更してください。(○：当該ページ数、●：全体ページ数)

提案に当たっての基本的な考え方	再生可能エネルギーの地産地消と脱炭素化の取組みに関する考え方

提 案 項 目	提 案 内 容
試験電力量の購入	試験電力量の購入
供給計画の確実性	対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成
提 案 項 目	提 案 内 容
供給計画の確実性	県内での供給計画

【様式5－2】

企画提案書（2/2）（応募するグループにグループ4が含まれる場合の様式）

※ 記載欄は必要に応じ、大きさを調整してください。また、各提案内容は、A4 5枚以内で記載し、様式5左上の企画提案書(○/●)のページ数を変更してください。(○：当該ページ数、●：全体ページ数)

提 案 項 目	提 案 内 容
協働事業の取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域への貢献
※応募するグループにおいて、発電所立地地域における地域貢献策を企画提案する場合、対象となる発電所立地地域を明確に記載し説明を行うこと。	
提 案 項 目	提 案 内 容
協働事業の取組	県の環境施策推進に寄与する取組み
提 案 項 目	提 案 内 容
協働事業の取組	再生可能エネルギー普及促進に向けた県民への広報

【様式 6】

令和 年 月 日

岩手県企業局長 小島 純 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名

印

誓 約 書

当社は、岩手県企業局との間で令和 8 年 月 日付で締結した「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給協定書」第 4 条第 1 項について、実施することを誓約します。